

## 平成16年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[ 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ]

- (1) O市に所在する日本料理店Xが、Xの店名と類似した店名を用いてT市で日本料理店を営業しているYに対して、不正競争防止法2条1項1号により訴訟を起こそうとしている。この場合、Xの店名はどの範囲で知られていればよいか。理由を付して述べよ。
- (2) (1)の解答に示された考え方と、独占禁止法上の市場確定の考え方との共通点を述べよ。

【50点】

論点 [ 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ]

- ( 1 ) 不正競争防止法について、保護を受けるべき商品等表示の周知であるべき地域と不正競争とされる表示の使用地域の重なり合いについて問う。
  
- ( 2 ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律について、市場を確定するための地理的範囲の持つ意義について問う。